

泊江市 国基準訪問型サービスコード表(令和8年6月～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111 訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176単位		1.176	1月につき	
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349単位		2.349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	3727単位		3.727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621 訪問型独自サービス23	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合			2単位減算	-2		
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(二)所要時間45分以上の場合			2単位減算	-2		
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算			
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算			
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算			
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算			
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算			
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算			
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。